

＜和歌山県豚コレラ対応マニュアル（平成31年2月）より抜粋＞

4 県対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 隣接府県で本病が発生したときに自動設置。

※疫学関連農場にて、疑似患畜が確認された場合を除く

イ 本県が制限区域に入ったときに自動設置。

ウ 本県で本病の疑い例が発生したときに自動設置。

エ 本県で本病の疑似患畜・患畜が発生したときに自動設置。

オ 知事が必要と認めたとき。

(2) 設置場所

県対策本部は、県庁南別館防災対策室に設置し、防疫対策室長の判断により、各班からの連絡要員が駐在する。

(3) 構成員

構成は次表のとおりとし、会議は本部長が招集する。対応方針等の重要事項は県対策本部会議によって決定する。

また、県対策本部に幹事会を設置することができる。なお、幹事会は、所管本部員が主宰し、各班の担当者により構成する。

本部長	知事
副本部長	副知事
総括本部員	危機管理監
所管本部員	農林水産部長
本部員	知事室長、各部長、会計管理者、教育長、県警察本部長